

レンタル約款

(総則)

第1条 お客様（以下「甲」という）がウイングターフ株式会社（以下「乙」という）のレンタル機器のご利用するに際しては、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下に定める各条項（以下「本レンタル約款」といいます。）が適用されます。

(レンタル物件)

第2条 乙は甲に対し、申込書（以下「申込書」という）記載のレンタル物件（以下本物件という）を本レンタル約款に基いて賃貸し、甲はこれを賃借します。

(レンタル期間)

第3条 レンタル期間は申込書記載の期間とし、本物件を甲に引渡した日をレンタル開始日とし、乙に返却した日を終了日とします。

(レンタル料金)

第4条 乙は乙所定のレンタル料金、運送諸掛費、その他の費用など、申込書記載の料金を甲に請求し、甲はこれをレンタル開始日に乙に支払うものとします。但し、乙が事前に了承した場合、支払い条件について別に定める方法によることができます。

(延長)

第5条 甲は、レンタル期間満了の2日前迄に延長申込書を提出することによりレンタル期間を延長することができます。但し、延長期間及び延長後のレンタル料金については甲乙で予め協議するものとします。

(本物件の引渡し)

第6条 乙は本物件を甲の指定する場所まで配達および運送手段をもちい引渡しをおこなう。その費用は甲が負担するものとします。なお、甲は乙から本物件の引渡しを受け次第、直ちに検査点検を行なうものとし、本物件引渡し日より2日以内（乙の営業日）に甲より乙に書面で通知がない場合、本物件が申込書に記載の通り納入され、かつ正常な性能を具備しているものとみなし、正規に引渡しが行なわれたことといたします。

(担保責任)

第7条 乙は本物件の正常な稼働、若しくは正常な性能の具備のみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保責任は負いません。なお、甲が本物件の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、または第三者に与えた損害については乙は甲に対し一切の責任を負いません。

(担保責任の範囲)

第8条 レンタル物件の引き渡し後の甲の責に帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、乙はレンタル物件を修理し、または取り替えるものとします。

2 前項のレンタル物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除できるものとします。

3 乙は前項に定める以外の責任は負いません。

(本物件の使用保管)

第9条 甲は本物件を使用管理するにあたり、本物件の使用説明書等記載の用途以外の利用や製品規格を超える使い方はしてはならない。これに起因して機械装置の破損・故障が発生した場合は、乙は甲に対し損害賠償請求を行うことができます。また、甲は本物件を使用管理するに際しては、使用説明書等の記載事項、及びその指示事項を遵守し、使用時間、使用方法等について善良な管理者の注意をもって行ない、使用保管に伴う消耗品、及び諸費用は甲の負担とします。なお、本物件は日本国内での使用を原則とし、乙は本物件の確認点検を何時でも行なえるものとします。

(乙の承認を必要とする行為)

第10条 甲は事前に書面により乙の承諾を得なければ下記の行為はできません。

(1) 本物件を日本国外へ持ち出すこと。但し乙の承認を得た場合、甲と乙の間で別途安全保障輸出管理に係わる覚書を締結するものとします。また、この場合第8条1項及び第14条は適用されないものとします。

(2) 本物件上に表示した乙の所有権を明示する標識を取り外すこと。

(3) 甲の賃借権を譲渡し、または本物件を第三者に賃貸すること。

(本物件の譲渡等の禁止)

第11条 甲は本物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。

(ソフトウェア複製の禁止)

第12条 本物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用権設置、複製、変更、または改作は一切できません。

(本物件の滅失、毀損)

第13条 本物件の返却までに生じた商品の滅失、毀損(原因のいかんを問わない)、または返却不能事態に対する全ての危険を甲が負担し、滅失、毀損した場合甲の費用で代替商品購入代金相当額、または修理若しくは修理代金相当額を乙に支払うものとします。但し、滅失、または毀損した本件に対し、第15条に規定する損害保険金が乙に支払われた場合、その金額の限度において、甲は支払義務を免れます。

(損害保険)

第14条 乙は本物件に対し動産総合保険を契約するものとし、本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に保険金受取に必要な手続きに協力するものとします。

(中途解約)

第15条 甲は乙が本物件発送後、またはレンタル期間中であっても解約を申し出ることができます。この場合解約日は本物件が乙に返還された日とします。

(解約)

第 16 条 乙は本物件に性能の欠陥が生じ本物件の取替えに過大な費用または時間を要する場合、乙はその旨を甲に通知しレンタルの解約をすることができます。この場合、前条に規定する精算金は生じないものとします。

(契約の解除及び期限の利益の喪失)

第 17 条 甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないでレンタル契約を解除できるものとします。この場合、甲は直ちに本物件を乙に返還するとともに、レンタル契約に基づき甲が乙に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し甲は直ちに一括現金により全額を乙に支払うものとします。また、乙は何らの催告を要せず甲乙間の債権債務につき相殺できるものとします。

- (1) 甲がレンタル契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 甲がレンタル料の支払を一回でも遅滞したとき。
- (3) 甲が支払停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。
- (4) 甲が破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改定若しくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。
- (5) 甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受けたとき。
- (6) 甲が解散したとき。
- (7) 甲の業態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) 甲が監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止若しくは廃止したとき。

2 前項による契約解除により乙に損害が生じたときは、甲は直ちに賠償の責に任ずるものとします。

(本物件の返還)

第 18 条 前条に規定する契約の解除を生じたとき、若しくは乙から本物件の返還の請求があったときは、甲は直ちに乙指定の場所に下記の通り本物件を返還するものとします。

- (1) 甲は本物件の原状を保証し、異なる場合はその修理費用等を負担する。
- (2) 甲は本物件の返還に伴う費用を負担する。
- (3) 甲が本物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の終了翌日から返還完了までの期間までに相当する、乙の定める価格表に記載した追加日数に基づくレンタル料金を乙に支払う。

(反社会的勢力との関係排除等)

第 19 条 甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業・団体，総会屋，社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等，その他これらに準ずる反社会的勢力（以下，これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 反社会的勢力が出資，融資，取引その他の関係を通じて，自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に危害を加える目的をもってするなど，不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し，又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は，本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと，又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
- 3 甲及び乙は，次の各号に該当する事項を行わないものとします。
- (1) 反社会的勢力を利用し，又は反社会的勢力に対して資金，便宜の提供若しくは出資等の関与をする等，反社会的勢力と関係を持つこと
 - (2) 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - ①詐術，暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
 - ②事実に反し，自らが反社会的勢力である旨を伝え，又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - ③相手方の名誉や信用等を毀損し，又は毀損するおそれのある行為をすること
 - ④相手方の業務を妨害し，又は妨害するおそれのある行為をすること

(不可効力)

第20条 乙の責に帰すことのできない事由による本約款条項の履行遅延，または履行不能については，乙は何らの責をも負いません。

(管轄裁判所の合意)

第21条 甲及び乙は，本約款に関するすべての紛争について，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(附則)

第22条 本約款は，2021年5月1日以降に締結される契約について適用されます。